

通関士

実施: 税関（財務省）

合格＝資格保持者ではありません。登録・交付の手続きを終えてはじめて名乗る／業務に使うことができます。
必要書類の様式・提出先・受付方法は都道府県や単位会で異なるため、下の公式ページで必ずご確認ください。

手続きの流れ

- ☐

1. 通関業者に就職する

通関士試験に合格しても、それだけで通関士になれるわけではありません。通関業を営む事業者（通関業者）に通関業務に従事する者として就職することが前提となります。

<https://www.customs.go.jp/tsukanshi/>

確認済み（2026/7/25）
- ☐

2. 通関業者を通じて税関長の「確認」を受ける

就職した通関業者が「通関士確認届」（税関様式B第1320号）を提出し、通関業法第31条第2項の欠格事由に該当しないことについて税関長の確認を受けて、初めて通関士として業務に従事できます。届出は従業前に行う必要があります。

<https://www.customs.go.jp/tsukanshi/>

確認済み（2026/7/25）
- ☐

3. 合格証書の写しを提出する

確認の手続きにあたっては、通関士試験合格証書の写しを速やかに提出します。様式・添付書類・提出先は管轄の税関でご確認ください。

<https://www.customs.go.jp/tsukanshi/>

確認済み（2026/7/25）

手続きの記録

申請書を提出した日	提出方法（窓口／郵送／オンライン）
納めた金額の合計	追跡番号・受付番号
登録証・免許証が届いた日	問い合わせ先の電話番号

本シートは公式ページと照合して整理していますが、最新性・正確性を保証するものではありません。要件・金額・提出先は改定されることがあります。
お手続きの前に必ず各公式サイト・各都道府県／単位会でご確認ください。Qualor は登録手続きの代行や完了の保証、法的な判断を行いません。
発行: Qualor（qualor.net）／2026年8月28日 時点 <https://qualor.net/exams/tsukanshi>